

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年7月21日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500234 号

厚生局事案番号 : 北海道(国)第 1600007 号

第1 結論

請求期間のうち、昭和 59 年 2 月から昭和 63 年 7 月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することが必要である。

その余の請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 昭和 59 年 2 月から昭和 63 年 7 月まで
② 平成 3 年 10 月から平成 8 年 3 月まで
③ 平成 8 年 7 月から平成 10 年 3 月まで
④ 平成 11 年 4 月から平成 17 年 6 月まで
⑤ 平成 18 年 7 月から平成 24 年 7 月まで

請求期間①、②及び③について、夫が A 市役所で夫婦二人分の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の免除申請を行っていた。また、請求期間④及び⑤について、夫が B 市 C 区役所又は同市 D 区役所で夫婦二人分の国民年金保険料の免除申請を行っていた。

夫の年金記録では、請求期間①から④までの期間及び請求期間⑤のうち平成 18 年 7 月から 60 歳となる前月の平成 22 年 10 月までの期間について、国民年金保険料の免除期間と記録されているのに、私の免除記録がないのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①について、請求者及び請求者の夫(以下「夫」という。)は、A 市の回答によると、同市において生活保護を受けていたことが確認できる上、オン

ライン記録により、夫は生活保護法による生活扶助を受けていたことを理由に国民年金保険料を法定免除されていることが確認できる。

また、請求者及び夫は、A市の回答及び夫の戸籍の附票によると、請求期間①において同一住所地及び同一世帯であったものと推認されるところ、生活保護法においては、原則として、生活保護は世帯を単位として適用されることから、請求期間①について、請求者は夫と同様に国民年金保険料の法定免除要件に該当していたものと考えられる。

そのほかの事情を含め総合的に判断すると、請求者は、請求期間①の国民年金保険料を免除されていたものと認められる。

- 2 請求期間②から⑤までについて、夫は、オンライン記録によると、請求期間②から④までの期間及び請求期間⑤のうち平成18年7月から平成22年10月までの期間に係る国民年金保険料を申請免除されていることが確認できる。

しかしながら、請求者は、請求期間②から⑤までに係る国民年金保険料の免除申請手続について関与しておらず、当該申請を行ったとする夫は、夫婦二人分の免除申請を行ったはずである旨述べているが、当該請求期間に係る免除申請についての記憶は明確ではなく、当該期間当時の状況が不明である。

また、A市は、請求期間②及び③当時の資料は保存期限の経過により保存しておらず、B市は、平成6年度以降システム登録している国民年金保険料の免除申請の受付台帳において、請求者に係る受付記録はない旨回答している上、日本年金機構は、夫の平成14年度、平成15年度、平成16年度及び平成18年度（平成19年度以降は、免除申請書の提出が不要となる「継続申請」として受け付けされている。）に係る免除申請書は確認できるが、請求者の免除申請書は無い旨回答しており、夫が請求者の請求期間②から⑤までに係る免除申請を行った形跡は見当たらない。

さらに、請求者の国民年金手帳記号番号は、その前後の国民年金手帳記号番号の被保険者状況調査及びE町の国民年金被保険者名簿により、同町において昭和47年8月頃に払い出されたものと推認されるものの、請求者に係るオンライン記録の「不在判明年月」欄には「平成27.11」と記録されており、請求者は請求期間②から⑤当時、住所が不明な不在被保険者として管理されていたと推認される上、請求者に対し別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、請求者の請求期間②から⑤までに係る免除申請は行われていなかったものと考えられる。

加えて、請求期間②から⑤までは合計で18年7か月と長期間であり、これだけの長期間にわたる事務処理を行政機関が続けて誤るとは考え難い。

その上、請求期間③の一部、請求期間④及び⑤は、基礎年金番号制度が導入された平成9年1月以降の期間であり、年金記録における事務処理の機械化が一層

促進され、記録管理の強化が図られていた時期であることを踏まえると、当該請求期間に係る年金記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者及び夫が、請求期間②から⑤までについて、請求者に係る国民年金保険料の免除申請をしていたことを示す関連資料は無く、ほかに請求者の保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間②から⑤までの国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第1600028号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第1600029号

第1 結論

訂正請求記録の対象者のA社B支部における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を昭和39年12月31日から昭和40年1月1日に訂正し、昭和39年12月の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

昭和39年12月31日から昭和40年1月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、訂正請求記録の対象者に係る昭和39年12月31日から昭和40年1月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女(妻)

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和3年生

住 所 :

2 被保険者等の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正14年生

3 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年12月31日から昭和40年1月1日まで

夫は、A社(現在は、C社)に入社以来、退職するまで継続して勤務しており、昭和40年1月1日付けでA社B支部から同社本社に転勤になったが、請求期間の厚生年金保険の加入記録が無い。

請求期間を厚生年金保険被保険者期間として記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の加入記録及びC社から提出されたA社退職者名簿並びに事業主の回

答から判断すると、訂正請求記録の対象者は、A社に継続して勤務し（昭和40年1月1日にA社B支部から同社本社に異動）、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、訂正請求記録の対象者のA社B支部における昭和39年11月の厚生年金保険の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が訂正請求記録の対象者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、昭和39年12月31日から昭和40年1月1日までの期間について、訂正請求記録の対象者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かについては不明と回答しているが、昭和39年12月31日から昭和40年1月1日までの期間について、事業主が資格喪失年月日を昭和40年1月1日として届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを昭和39年12月31日と誤って記録したとは考え難いことから、事業主から同年12月31日を資格喪失年月日として厚生年金保険被保険者資格喪失届が提出され、その結果、社会保険事務所は、訂正請求記録の対象者の昭和39年12月に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500249 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1600028 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社B事業所における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 大正 15 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 17 年 6 月 1 日から昭和 20 年 7 月 1 日まで

戦時徴用により、昭和 16 年 4 月からA社B事業所(現在は、A社B'事業所)において、ジュラルミンを鍛造し、航空機の部品を製造する作業に従事した。

その後、昭和 20 年 7 月からC海兵団に入団するよう徴集を受けたため、当該事業所には、同年 6 月末日まで勤務していたが、年金記録によると、当該事業所において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者であった記録が確認できない。

労働者年金保険の被保険者になることができるようになった昭和 17 年 6 月 1 日以後の請求期間について、同保険及び厚生年金保険の被保険者であったと記録し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

厚生労働省社会・援護局から提供された旧日本海軍作成の履歴原票及び請求者の従業務に関する具体的な陳述から判断すると、請求者は、期間の特定はできないものの、請求期間において、A社B事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、当該事業所は、「請求期間当時の労働者年金保険被保険者台帳及び個人カードの一部を保管しているが、請求者の名前は確認できない。また、請求期間当時、戦時徴用等の期間労働者については、労働者年金保険に加入させていない者がいたと推測される。」と回答しており、請求者の請求期間における労働者年金保険及び厚生年金保険の適用状況及び同保険料控除について確認することがで

きない。

また、請求者は、請求者と同じく戦時徴用者であったとする同僚8人を挙げているが、当該8人のうち5人については、姓のみを記憶しており、個人を特定することができないことから、姓名のいずれも記憶している3人について、当該事業所に係る労働者年金保険被保険者名簿及び厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）を確認したところ、このうち一人については、請求期間において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できるものの、他の二人については、両保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、請求期間において労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上述の同僚は既に死亡していることから、当該事業所に係る被保険者名簿において、請求期間に両保険の被保険者記録が確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた24人を抽出して照会を行い、当該事業所に勤務していたことを記憶している13人から回答が得られたものの、当該13人には、自身が徴用者であったと陳述している者はいない。

これらの状況を踏まえると、請求期間当時、当該事業所では、戦時徴用者について、一律に労働者年金保険及び厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

加えて、回答が得られた上述の13人は、いずれも請求者を記憶しておらず、請求者の請求期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

なお、請求者は、請求期間当時、別の姓を名乗っていた可能性があると陳述しているが、当該事業所に係る被保険者名簿を確認したものの、請求者と考えられる被保険者記録は確認できない。

このほか、請求者の請求期間における労働者年金保険料及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が労働者年金保険及び厚生年金保険の被保険者として、請求期間に係る労働者年金保険料及び厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。